

Title	治安判事の担当区、担当区小法廷について(I) : テューダー朝、特にエリザベス治世期を中心に
Sub Title	Elizabethan justices of the peace : their divisions and divisional sessions (I)
Author	清水, 祐司(Shimizu, Yuji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1983
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.53, No.2/3 (1983. 7) ,p.33(139)- 52(158)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19830700-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

治安判事の担当区、担当区小法廷について(Ⅰ)

——テューダー朝、特にエリザベス治世期を中心に——

清水 祐 司

はじめに

治安判事(Justice of the Peace)の活動と云えば、我々は四季法廷(Quarter Sessions)における彼らの活動を先ず想起する。しかし、テューダー朝、就中エリザベス時代の治安判事の職務全体を氷山に喩えるならば、四季法廷内任務は氷山の海面上の部分であった。では、氷山の海面下の部分に相当するもの、即ち当時の治安判事の日常活動が何であったのかと言えば、それは当時著しく増加していた法廷外任務、つまり、四季法廷以外の場所において単数又は複数の治安判事の権限によって処理出来る任務の遂行であった。そして、治安判事の法廷外活動の基盤となっていたのが、既存の行政単位で構成される「担当区」(division, 'limits', 'quarters')と呼ばれる管轄区であり、更には、原則としてこの担当区内の治安判事によって開かれる、上は後世の小法廷(Petty Sessions)の祖型とでも称すべきものから、下は複

治安判事の担当区、担当区小法廷について(Ⅰ)

数の治安判事の私的会合にまで至る、さまざまな形態の、半ばインフォーマルな「法廷」であった(差し当り、これらを一括して「担当区小法廷」と名づけておく)。

右の事情を踏まえ、小論は従来我国の治安判事研究が本格的に取り上げることのなかったテューダー朝期の担当区、担当区小法廷について、エリザベス治世期に力点を置きつつ素描を試み、最後にこれらの意義について若干の考察を行なおうとするものである。

I

十六・七世紀の治安判事に広く利用されたウィリアム・ランバードの治安判事必携書 *Eirenarcha: Or of the Office of the Justices of Peace*, London, 1581 の末尾には、一三二五年から一五八一年迄に発布された制定法のうち、治安判事の職務と関係のあるものの大部分が収録されている⁽¹⁾。この中には、特定地域の

治安判事にのみ係わるものが含まれている。あるいは、同一内容の制定法が繰り返し発布されているという事実も目につく。それにも拘らず、このリストの五割以上の制定法がテューダー朝期のものであること自体、やはり注目し得る。しかも、一五八二年以降の制定法、及び一五八一年以前の制定法でも救貧関係の大部分がこのリストには収録されていない点を考慮すると、治安判事の職務に係わるテューダー朝期の制定法の実際の割合は、ランバードのリストに示されているよりも遥かに高くなる。

ランバードのこのリストに基づいてテューダー朝期に発布された治安判事の任務を規定している諸制定法を検討すると、大体次のような特色が指摘出来る。先ず、多数の軽罪の処理が治安判事に委ねられている。次に、当時の社会的・経済的諸変化を反映して、社会・経済立法のような、行政的性格の任務が著しく増加している。最後に、これらの増加した任務は、四季法廷以外の場所で処理出来る部分が多い。

なお、治安判事の任務のすべてが、制定法によって定められていたのではない。彼らは、随時中央からの命令をも遂行することになっていった。この点で、我々の主な対象であるエリザベス治世期について言うならば、枢密院が専門官僚集団へと脱皮し、統治の中枢機関としての地位を確立していたため、ここからの、従来以上に強制力を伴う命令が増加していたと推定される。

先のランバードのリスからも一端が窺われるように、中世に治安維持を目的とするさまざまな模索の一表出として出発した治安判事は、テューダー朝期に著しく業務範囲を拡大し、政策実施の

中心的な担い手としての地位を確立した。ところが、治安判事のこのような職務増加と機能変化に対応するには、中世的法廷形式を堅持し、しかも原則として開廷期の限られている四季法廷は、必ずしも十分な機構ではなかった⁽³⁾。加えて、社会的・経済的諸変化に伴い、四季法廷内活動のみによっては処理仕切れない性格の業務が増加しつつあった。政府、治安判事の双方にとり、四季法廷に従属しつつも、四季法廷の機能を高めうるような何らかの組織が必要であった。

こうした事態を根本的な背景として、治安判事の担当区、担当区小法廷が出現するのであるが、我々の興味を引く点は、これらが制定法、国王布告、枢密院命令等によって一方的に形成されたのではなく、そうではなく、制定法、国王布告、枢密院命令等を契機としつつも、これらの具体的姿は治安判事自身の活動によって形づくられた、従ってさまざまな面に多様性が認められることである。

II

最初に、治安判事担当区及び担当区小法廷の出現・発展を促した、いわば「上」からのインパクトについて概観しよう。

貧民救済を教会から国家の手へ移したと評される一五三一年の「乞食・浮浪人の処罰に関する法」(22 Henry VIII, c. 12) には、乞食・浮浪人の社会秩序に及ぼす影響が深刻に受け止められたせいであろうか、かなり具体的な措置が明示されている。当面の課題との関連で同法の注目すべき点は、治安判事に対して「裁量に

基(1)いて幾つかのグループに分かれて」(「by their discretions divide themselves」)人々の施しに頼って暮らざるをえない年老いた貧しい人々、身体虚弱で働くことの出来ない人々の調査を命じている部分である。(6)私が知りえた限りでは、これが、間接的ながらも担当区へ言及したテューダー朝期の最初の制定法である。類似の文言は一五三六年の「身体強健にも拘らず働く意志のない浮浪人・乞食の処罰に関する法」(27 Henry VIII, c. 25)にも見出される。(7)

一五四二年に、当面の課題に関する限りテューダー朝で最も包括的な法律が制定される。「ある種の制定法の施行に関する法」(33 Henry VIII, c. 10) がそれである。同法は浮浪人、リテイナ、訴訟幫助、陪審抱込み、密猟、先買い、買占め、居酒屋営業等に関する既存の諸制定法の施行を治安判事に求めたものであり、その施行に関して次のような規定を含んでいる。(8)治安判事は裁量に基づいてハンドレッド、ワッペンテイク、レイズ等の既存の行政単位に「分かれて」(「divide and sever themselves」)グループを編成すること。(9)かかるグループは少なくとも二名以上の治安判事で構成されること。(10)かかるグループは彼らの裁量で決めたハンドレッド、ワッペンテイク、レイズ等の「担当区」(「division」)内で「法により開廷時期を定められている」四季法廷とは別の法廷」(「one sessions beside the general sessions for the peace」)を、四季法廷の開かれる少なくとも六週間前に開くこと。(11)かかる法廷は最低二名の治安判事の列席を必要とすること。(12)かかる法廷は担当区内の十二名の陪審によるか、

治安判事の担当区、担当区小法廷について (一)

あるいは担当区内の住民の略式起訴に基づいて既述諸制定法の違反者を裁判すること。

ところが、この制定法は一五四五年に撤廃されている。一五四二年及び一五四五年の制定法の成立過程がはっきりしないため、一五四二年の試みが挫折した原因は推測の域を出ないが、私は大凡次のように想像している。一五四二年の制定法は「四季法廷とは別の法廷」に臨時四季法廷のような権限を与えたため、陪審列席を条件とせざるをえず、しかも開廷時期まで指定している。他方、チャールズ一世の政府が広い意味の救貧関係諸立法(Book of Orders)の施行に臨んで示した断固たる決意、持続的熱意(13)がヘンリー八世の政府には欠けていたか、あるいは、そのような決意と熱意を示してまで一五四二年の制定法を施行しなければならぬ客観情勢がそもそも存在しなかったのではなからうか。これでは、新しい試みは治安判事はもとより、担当区の住民にとっても単なる負担の増加としか映らなく、「国王陛下の忠愛なる臣民が〔四季法廷の〕六週間前に開かれる、かかる法廷に出廷し、これを維持するのに困難を覚え」、結局撤廃されたのであろう。

一五四二年の制定法が廃止された後、制定法によって、真正面から担当区、担当区小法廷を設置しようとする試みは、私の知る限りでは、テューダー朝期に再び行なわれなかった。代わって、より柔軟な方法、一五三一年の救貧法に示されたのと類似の措置が間歇的にとられた。即ち、ある制定法が發布されると、同法の施行規定の中で担当区、担当区小法廷の利用を直接・間接に示すか、あるいは、特定の制定法の施行等を命ずる国王布告、枢密院

命令において担当区、担当区小法廷の利用を直接・間接に命じたのである。⁽¹²⁾次に、この点について、具体例を挙げておこう。

先ず制定法に関する例であるが、例えば、「徒弟法」と略称されている一五六三年の制定法(5 Elizabeth, c. 5)は、この施行に際して治安判事に「幾つかの担当区に分かれる」(‘divide themselves into several limits’)より命じている。⁽¹³⁾類似の文言は、一五七二年の「浮浪者の処罰並びに貧民・身体虚弱で働くことので出来ない者の救済に関する法」(14 Elizabeth, c. 5)をはじめ⁽¹⁴⁾、多数の制定法に見受けられる。

次は国王布告に関する例であるが、私が調べた限りでは、担当区、担当区小法廷に言及しているものは極めて僅かである。これは、多分、国王布告実施についての具体的指示が、国王布告とは別に州へ送達されていたためであろう。⁽¹⁵⁾もし担当区、担当区小法廷への言及があるとすれば、国王布告とは別に送られたこの指示に見い出されるであろう。このようなわけで、数少ない事例の中から若干を挙げると、一五五〇年九月二五日付の、食糧の輸出を禁止した国王布告、同年十月二〇日付の、同じく食糧の輸出を禁止した国王布告はハンドレッド、レイプ、ワッペンテイク等に「分かれて」(‘divide themselves into hundreds...’)食糧の貯蔵量を調査するよう治安判事に命じている。⁽¹⁶⁾

最後に枢密院の命令であるが、これについては、より多くの具体例を紹介しておこう。枢密院の命令は制定法、国王布告と並んで担当区、担当区小法廷の発生、発展を促したインパクトにとどまらず、同時に制定法及び国王布告に示された担当区、担当区小

法廷に関する措置の効力を支えるひとつの方法でもあった。従って、担当区、担当区小法廷に直接・間接に言及している枢密院の命令をフォローすることは、この問題に関する「上」からの措置を最も実施レヴェルに近いところで眺めることになる。但し、事例が余りにも多いので、差し当り列挙するのは、我々の主な関心の対象であるエリザベス治世期のものの一部である(次頁参照⁽¹⁷⁾)。

これらの事例からも明らかのように、担当区、担当区小法廷に直接・間接に言及している枢密院命令の注目すべき点は、(一)担当区に関して(もし担当区の規模について画一性を求めないのであれば)、意図するところが大体明らかであるが、(二)担当区小法廷に関しては、四季法廷とは別の何らかの会合を求めている点を除けば、全く曖昧模糊としていることであろう。更に、(これらの事例からは窺えないが、註(17)の出典箇所全体に当たると明瞭になると思われる)担当区、担当区小法廷に直接・間接に触れている枢密院命令が一体どのような問題の処理をめぐってそれらの利用を治安判事に求めているのかに留意すると、広い意味での貧民関係諸立法の施行に関する場合が目立つことも、付け加えておいてもよいであろう。

以上、当面の課題に関する制定法、国王布告、枢密院命令を概観してきたが、一時期を除き莫然としている、とりわけ担当区小法廷についてそうであることが明らかになったと思われる。

つまり、テューダー朝の強制力を極度に過大評価したとしても(これはテューダー朝における広義のジェントリーの経済的・政治的・軍事的・社会的役割を極度に過小評価することを意味する

枢密院会議の開かれた日付 命令の日付はこれよりおくれていることもある	命令の宛先	命令の内容	当該事項に関する文言
1559. 5. 4	バッキンガムシャーのシェリフ及び治安判事	強盗取締り	‘...divide themselves into sundry quarters...’
1575. 6. 13	各州の四季法廷記録保管官	各州のハンドレッド、担当区及び治安判事名等の報告	‘...divisions and names of Justices of Peace...’
1581. 12. 24	ミドルセックスのシェリフ及び治安判事	国教忌避者の調査	‘...make enquire within several divisions...’
1587. 7. 16	サフォクのシェリフ及び治安判事	海軍への食糧調達	‘...assemble yourselves...sever you into your divisions...’
1592. 5. 12	ドーセットシャーの治安判事	公平な課税	‘...at some speedy convenient time and place to assemble yourselves...’
1593. 5. 25	サマセットの治安判事及び統監代理	疫病対策	‘...within the several divisions...at your assemblies...’
1595. 1. 18	サマセットの治安判事及び統監代理	食糧移送	‘...assemble yourselves together in some convenient place to give direction in your several divisions...’
1598. 4. 5	幾州かのシェリフ及び治安判事	貧民、傷痍軍人、浮浪人等に関する諸立法の施行	‘...requisite and convenient assemble within your several limits...’
1598. 4. 14	ヨークシャー（ウエストライディング）の治安判事	船舶税の支払い	‘...in their several divisions to assemble yourselves...’
1599. 1. 28	ペンブルック伯	治安判事の職務怠慢取締り	‘...the Justices in Sir Walter Long’s division...’

のであるが、担当区、担当区小法廷の具体的形態に関して治安判事の裁量の働く余地が存在したのである。実際、担当区、担当小法廷の出現・発展には、各州の実情に即した治安判事自身による、いわば「下」からの対応が少なからぬ役割を果していた。この点を理解するために、次に、我々は治安判事の法廷外任務の内容に目を転ずる必要がある。

III

ランバードの治安判事必携書に基づいてエリザベス治世期における治安判事の法廷外任務の概略を示すと、次のようになる。

(一) 一名の治安判事によって遂行されうる主な任務。

(a) 平和の保証に関して (将来犯罪を犯す恐れのある者から平和保証・謹慎保証の取付け、及び治安判事の判断に基づくこれらの解除等)。

(b) 平和の侵害に関して (二名以上による闘争・暴行の防止、及びこれらが生じた場合における関係者の逮捕。一名以上による騒擾・不穩集会・不法集会の防止、及びこれらが生じた場合における関係者の逮捕。二名以下による不動産占有侵害が生じた場合の原状回復等)。

(c) 故殺容疑者・重罪容疑者の尋問、及び彼らに対する未決監釈放への出頭の義務づけ等。

(d) 叫喚追跡・(盗品等の)即時追求 (fresh suit) の命令及び指揮。

(e) 親方と職人・家内奉公人に関して (職人・家内奉公人を不当

に扱った親方に対する四季法廷への出頭の義務づけ等)。

(f) 無頼漢・浮浪人に関して (彼らの拘禁等)。

(g) 救貧に関して (貧民登録名簿の作成、及び貧民救済金徴収官の任命等)。

その他、不法遊戯・密猟・女王についての流言蜚語の取締り・河川の保全等がある⁽¹⁸⁾。

(二) 二名の治安判事によって遂行されうる主な任務 (右の、一名によって遂行されうる任務のうち若干を除けば、二名以上の治安判事が遂行しても差支えない⁽¹⁹⁾)。

(a) 平和侵害に関して (騒擾・不穩集会・不法集会の防止、及びそれらが生じた場合における関係者の逮捕・尋問・裁判等)。

(b) 訴訟幫助・陪審抱込みに関して (右の(a)の裁判において訴訟幫助・陪審抱込みが行なわれた場合における関係者の処罰)。

(c) 大法官府の逮捕令状 (capias) に関して (謀殺・故殺・暴行・強盜等の容疑者が逃亡した場合、大法官府は彼らの逮捕令状を出せるが、その際に容疑事実について証言)。

(d) 親方・職人に関して (法定額以上の賃銀を支払った親方、及びそれを受取った職人の処罰等)。

(e) 乞食・無頼漢に関して (未決監釈放で釈放された乞食・無頼漢への通行保証書の発行等)。

(f) 毛織物品質検査官の任命⁽²⁰⁾。

(三) 三名以上の治安判事によって遂行されうる主な任務。

(a) 保釈に関して (逮捕・拘禁されている被疑者について、彼自身及び彼の保証人の誓約 (recognizance) のもとに、将来一

定の日・場所への出頭を条件に保釈。

(b) 居酒屋に関して（八治安判事の一名が必要員（quorum）との条件付で√居酒屋営業の認可等）。

(c) 度量衡に関して（都市の度量衡検査官の監督等）。

(d) 救貧に関して（ハイ・コンスタブル及び貧民救済金徴収官の監督等。八一名の治安判事が必要員との条件付で√貧民救済金の支払いを拒否した住民の拘禁等）。

(e) 私生児に関して（八一名の治安判事が必要員との条件付で√私生児の両親の処罰等）。

(f) 毛織物に関して（不良品に関する告発の処理等⁽²¹⁾）。

(四) 三名もしくはそれ以上の治安判事によって遂行されうる主な任務。

(a) 不法集会に関して（八一名の治安判事が必要員との条件付で√不法集会罪で拘禁されている者の保釈等）。

(b) 徒弟に関して（農村の土地保有者の子弟が徒弟奉公を希望した場合、彼が制定法で規定されている条件を満しているかどうかを検討）。

(c) 無頼漢に関して（八少くとも三名の治安判事が列席し、しかも一名が必要員との条件付で√無頼漢に対する強制的就業指導等）。

(d) 橋梁に関して（少くとも四名の治安判事が列席し、しかも一名が必要員との条件付で√住民に対する橋梁修理費の賦課、及び修理費徴収官の任命等）。

(e) 治水に関して（少くとも六名の治安判事が列席し、しかも

治安判事の担当区、担当区小法廷について（一）

二名が必要員との条件付で√治水委員会の任期満了後ただちに新治水委員会が設置されない場合、治水委員会の業務を代行⁽²²⁾）。

ランバードの治安判事必携書に依拠しつつ、エリザベス治世期における治安判事の法廷外任務の大凡の内容を眺めてきた。しかし、ランバードの治安判事必携書で扱われているのは、制定法で定められた恒常的法廷外任務である。この他に、治安判事は四季法廷における行政的決定の局地的な実施、あるいは枢密院命令の遂行等に従事した。更に、治安判事の法廷外任務ではないが、治安判事の選ばれるジェントリイ層に託されるために、結果として多くの治安判事が担当せざるをえない種々の業務の存在したことも付け加えておかなければならない⁽²³⁾。

当面の課題との関連で法廷外任務の注目すべき点は、第一に、複数の治安判事で遂行しなければならぬ任務が存在したことであり、第二に、必要員の列席を必須条件とする任務が存在したことである。つまり、能率的なグループ活動の土台となる担当区の出現する可能性、あるいは、局地的な行政的業務処理を目的とする私的会合から、裁判を行ないえる厳密な意味での法廷に至るまでの、さまざまな「法廷」の生ずる可能性が治安判事の法廷外任務自体の中に潜んでいたのである。従って、次に問題となるのは、この可能性が既述の制定法、国王布告、枢密院命令というインパクトのもとでいかにして顕在化したのかという経緯であろう。ところが、担当区、担当区小法廷の出現時期や形態が州によって異

なっている事実から明らかのように（後述参照）、その経緯はさまざまであり、単純な一般化は困難である。それ故、ここでは差し当り、先ず、多くの治安判事がある程度の法廷外任務遂行を心掛けなければならなかった一般的事情を指摘し、次に、具体例としてノーフォークにおける担当区、担当小法廷出現の過程を紹介するにとどめたい。

「〔ヘンリー七世以来〕彼らの上に積みあげられてきた、かくも多くの制定法の（束ではなく）山を背骨を折らずに背負うとするならば、一体幾人の治安判事が必要なことか²⁴」とランバードが嘆かざるをえない程、エリザベス時代の治安判事の職務は増加していた。勿論、すべての任務を治安判事が忠実に遂行していたとは、到底考えられない。殆ど無給に近いこの官職を多数のジェントリイが切望した背後に概ね現時的、利己的計算が働いていたであろうことは我々の常識に照らしても容易に想像されうるし、事実、最近の地方史研究によっても明らかにされている²⁵。ところが――動機が現時的、利己的であったからこそ、恐らく、多くの治安判事（特に任命書の下位に名前が記載される治安判事）はある程度の職務遂行を余儀なくされたのではなからうか。コミュニティにおける自己のステイタスや発言力を高めるため、あるいは、自己の属する社会層の利益を擁護するため等の抜き差しならない事情によって。また、当時の家父長的社会規範の持つ強制力、あるいは、コミュニティを自己の信ずる信仰に裏打ちされた社会へ変革するために積極的に州行政へコミットしようとする治安判事のいたことも軽視出来ないのである。更に重要なことに、一層直

接的な強制力が存在した。即ち、政府はしばしば「雑草刈り」を行なったのである²⁶。

具体的契機は不明であるが、ノーフォークでは一五四六年に州を幾つかに分ける試みが行なわれている。同年の補助税徴収委員会は委員を八つのグループに分け、各グループが従来のハンドレッドに代わって「担当区」（但しその具体的規模は判然としない）ごとに責任を負う試みを行なった。この時以来、十六世紀中期を通じて、「上」からの措置に触発されつつ、担当区の規模が次第に明確になっていった。即ち、担当区を複数のハンドレッドで構成する実験が幾度か行なわれ、結局、一五七〇年代に、特定の複数のハンドレッドから構成される八つの担当区が治安判事の州内管轄区として確立した。そして、特定の複数のハンドレッドより成る八つの担当区は単に司法、行政上の基本単位として用いられたばかりではなく、査閲や民兵訓練のような軍事上の基本単位としても活用された。

さて、担当区が治安判事の法廷外活動の基盤としてノーフォークで定着するにつれて、各担当区内の治安判事が集まって任務を果す傾向が顕著となり、ここに治安判事の私的な会合が発生した（もしこの会合で処理される業務が複数の治安判事による司法的²⁷法廷外任務であるならば、これを事実上の「法廷」と名づけることが出来る）。

ところで、ノーフォークのある地域では、少くとも一五七〇年代に、治安判事が一週間ごとに集合して業務を処理する、より制度的な会合が発生している。後世の小法廷に類似するこの会合は、

ハッセル・スミスによると、ノリッジとヤーマスのほぼ中間に位置するアークルの矯正院の運営について相談するために人々がこの地に集まった慣行に由来している。三週間又は一ヶ月に一度、アークルではノリッジ主教及びアークル近隣のジェントルマン、ヨーマンが教会に集まり、祈りと説教を行ない、この後、矯正院でこの運営について相談するならわしであった。そして、この仕事が進むと、彼らはインで一緒に夕食をとるわけであるが、夕食後、彼らの中の治安判事が法廷外任務を遂行したのである。ハッセル・スミスの表現を借りると、この「矯正院法廷」(“Bridewell sessions”)の出現はこの地にピューリタニズムが浸透していた事実と関係があるらしいが、それはともかく、この「矯正院法廷」がモデルとなり、エリザベス治世後期のノーフォークでは各担当区の治安判事が定期的集まり、業務を遂行していたのである。⁽²⁷⁾

IV

ウィリアム・ランバードは *A Perambulation of Kent* (初版は一五七六年)⁽²⁸⁾の中で、エリザベス治下ケントの担当区の有様を具体的に語っている。ケントはサットン・アト・ホウン、エイルズフォード、スクレイ、セント・オーガステイン、シップウェイの五レイズ (tath)⁽²⁹⁾に分かれており、各レイズの担当区は次の通りであった。⁽³⁰⁾

(一) サットン・アト・ホウン	(ハンドレッド数)
Upper Division	5

治安判事の担当区、担当区小法廷について (I)

Nether Division	3	
(二) エイルズフォード	(担当区名)	(ハンドレッド数)
North Division		4
South Division		8
East Division		2
(三) スクレイ (ここではベイリフ管轄区がそのまま治安判事の担当区として用いられた)	(ベイリフ管轄区)	(ハンドレッド数)
Milton		1
Scray		3
Chart & Longbridge		6
Hundreds		8
(四) セント・オーガステイン (ここでもベイリフ管轄区がそのまま治安判事の担当区として用いられた)	(ベイリフ管轄区)	(ハンドレッド数)
Bredge		7 (?)
Eastry		5 (?)
(五) シップウェイ (ここでもベイリフ管轄区がそのまま治安判事の担当区として用いられた)	(ベイリフ管轄区)	(ハンドレッド数)
Stowing		4
Shipway		9
ノーフォークの場合は、次の通りであった (先述のように、ノー		

フォクには八つの担当区があったが、それぞれに呼称は付いていなかった模様である。ここでは、便宜的にそれらをアルファベット順にA・B・C……と名づける⁽³¹⁾。

	〔担当区〕	〔ハンドレッド数〕
A		3
B		4
C		5
D		5
E		3
F		4
G		5
H		4

これらの事例から、一担当区のハンドレッド数が画一的に定まっておらず、しかもケントの場合はベイリフ管轄区が担当区範囲として利用されている等、治安判事の裁量の働いている様の一端が窺われるであろう。

右の事例に見られるように、担当区は、概ね、複数のハンドレッドで構成されていた。そうでなければならぬ理由も、確かに理論上は存在したのである。治安判事の法廷外任務の中には、ある一定数以上の治安判事が集まらなければ遂行出来ない任務が含まれていた。他方、治安判事の任命に際してエリザベスの政府が治安判事の地理的分布をある程度考慮したにも拘らず、多数の治安判事任命経路が事実において存在したため、治安判事不在のハ

ンドレッドが生じた。つまり、複数のハンドレッドを担当区としなければ治安判事が任務を遂行出来ない場合が生ずるとともに、そうしなければ放置されてしまうハンドレッドの生まれる可能性があったのである。

ところが、ひとつのハンドレッドを担当区として用いる場合が、エリザベス治世期にも見受けられた。例えば、ケント州統監コバン卿よりケント州統監代理サー・ジョン・レヴソン、同トマス・ウォルシントン宛の書簡(一五九六年十一月一日)は、海上監視とかがり火管理に関する指示であるが、この中に「……分別ある男達の手でかがり火が申し分のない状態におかれ、厳しく監視されるように気を配るべし、との指示を書状で各担当区の治安判事(“the Justices of every division”)へ送るよう要請する……」⁽³⁴⁾とある。ポイントンによれば、かがり火管理はハンドレッド単位で行なわれており、⁽³⁵⁾従って、この書簡の「各担当区」は、それぞれ、ひとつのハンドレッドを指すものと思われる。この推測を肯定するような事例が、註(22)で紹介したランバードの私的『業務日誌』の一五八〇年四月〜五月の査閲に関する記述にある。即ち、この記述の「コバン卿担当区」(“Lord Cobham's division”)及び「エイルズフォード・レイズの他の三担当区」(“other three divisions of the lath of Aylesford”)も、ひとつのハンドレッドより成る担当区を意味するものと解釈される。先述のA Perambulation of Kentによると、コバン卿はエイルズフォード・レイズ内の、複数のハンドレッドで構成される「北部担当区」(“North Division”)に所属していた。⁽³⁶⁾彼がケントの有

力者であるため、「北部担当区」が「コバン卿担当区」と名づけられていた可能性が全くないわけではない。事実、担当区がその担当区内の治安判事名で呼ばれる事例が少なからず見受けられる。⁽³⁷⁾しかしながら、既に見たように、エイルズフォード・レイズには複数のハンドレッドで構成される担当区は、「北部担当区」、「南部担当区」、「東部担当区」の三担当区しかなかったのである。もし「コバン卿担当区」が「北部担当区」の別称であると仮定すると、残る担当区は二つとなり、これでは私的『業務日誌』の「他の三担当区」という記述と辻褃が合わなくなる。それ故、目を転じて、査閲の行なわれたション、フリズベリー、マリッジ、タンプリッジ、バラー・グリーンを地図上に捜すと、ションとフリズベリーはコバン卿の住むハンドレッド内にあり、マリッジ、タンプリッジ、バラー・グリーンは、「南部担当区」内の三ハンドレッドに分散していることが判明する。従って、「コバン卿担当区」⁽³⁸⁾「他の三担当区」は、それぞれ、ひとつのハンドレッドであったと考えられる。⁽³⁹⁾

もし以上の通りであるならば、ひとつのハンドレッドが担当区を構成し、しかもその担当区に治安判事が不在の場合、恐らく、隣接担当区の治安判事が、必要に応じて、このような担当区をカバーしたのであろう。実際、例えば、ベイリフ管轄区を担当区として用いていたケントのレイズにおいては、必要に応じて、ベイリフ管轄区が一時的に合併していた形跡が認められる。⁽⁴⁰⁾

担当区についての叙述を終えるにあたって、その出現時期に言及しておこう。既に紹介したノーフォークの事例が暗示しているよ

治安判事の担当区、担当区小法廷について(Ⅰ)

うに、その時期は州によってまちまちである。例えば、ノーサンプトンシャーでは、遅くとも一五七五年には担当区が治安判事の日常活動の中に定着していたと推定される。⁽⁴¹⁾ウィルトシャーでは遅くとも一五九二年に、シュロップシャーでは遅くとも一五九〇年迄に、それぞれ定着していた模様である。ただ、例えば、シュロップシャーの場合、どの担当区がどのハンドレッドより構成されるのかがはっきりと定まったのは右の時点であったが、流動的な形態としては、既に遅くとも一五七五年には出現していたといわれる。⁽⁴²⁾多分、右のいずれの州においても、担当区を用いる試み自体は、もっと早くから行なわれていたのであろう。そして、恐らく、人口密度が比較的高く、また治安判事団の規模も比較的大きな州の集中していたイングランド南部、中部、東部においてその普及度が高かったものと思われる。⁽⁴³⁾

(続く)

註

(1) 'A table containing (very near) all the printed statutes, both general and particular, wherewith justices of the peace have in any sort to deal', W. Lambarde, *Eirenarcha: Or of the Office of the Justices of Peace*, reprint of the 1581 edn., New York, 1970.

(2) エリザベス治世期の枢密院については

M. B. Pulman, *The Elizabethan Privy Council in the Fifteen-Seventies*, Berkeley, 1971 (特にPart II) 参照。

(3) 勿論、四季法廷に全く変化がなかったのではない。この点については、四季法廷書記(Clerk of the Peace)の役割を

中心に、他日改めて取り上げる。

- (4) テューダー朝期の治安判事担当区及び担当区小法廷に関する本格的な研究は未だ見当たらない。今日でも依然として Sidney & Beatrice Webb, *English Local Government from the Revolution to the Municipal Corporation Act: The Parish and the County*, London, 1906, Chapter I & Chapter III; W. S. Holdsworth, *A History of English Law*, Vol. IV, London, 1924, Part I; M. G. Davies, *The Enforcement of English Apprenticeship: A Study in Applied Merchantilism, 1563-1642*, Cambridge, Mass., 1956, Chapter IX 等が最も包括的な叙述である。本稿における文藝や出発点については。
- (5) テューダー朝期の為政者が考えた程、当時の乞食・浮浪人が社会秩序にとって客観的に脅威であったかどうかわからない。別の問題である。この点については、例えば 'A. L. Beir, 'Vagrants and the Social Order in Elizabethan England', *Past and Present*, No. 64, 1974 や参照せよ。
- (6) *Statutes of the Realm*, Vol. III, p. 328.
- (7) *Statutes of the Realm*, vol. III, p. 558.
- (8) *Statutes of the Realm*, Vol. III, p. 841.
- (9) S. E. Lehmberg, *The Later Parliaments of Henry VIII, 1536-1547*, Cambridge, 1977, pp. 151-2 の中で開くべきである。
- (10) T. G. Barnes, *Somerset, 1625-1640: A County's Government during the 'Personal Rule'*, London, 1961, Chapter VII 参照。
- (11) 37 Henry VIII, c. 7. *Statutes of the Realm*, Vol. III, pp. 994-995.
- (12) 但し、私の調べた限りでは、枢密院命令の中に例外に近い、即ち、かなり一般的に担当区の使用を命じた事例が若干ある。例えば、一五五〇年四月に全州の治安判事宛に送られた書簡で、浮浪人、密猟、先買の「買占め」、不法集会等に関する諸制定法を施行するたため「担当区に分かれ」(「divide themselves into quarters」) すべきこと (J. R. Dasent (ed.), *Acts of Privy Council of England*, New Series, Vol. 2, p. 431)。
- (13) *Statutes of the Realm*, Vol. IV, Part I, p. 421.
- (14) *Statutes of the Realm*, Vol. IV, Part I, p. 593.
- (15) F. A. Youngs, *The Proclamations of the Tudor Queens*, Cambridge, 1976, pp. 45-48.
- (16) P. L. Hughes & J. F. Larkin (ed.), *Tudor Royal Proclamations*, Vol. I, New Haven, 1964, p. 499, 504; R. Steele (ed.), *A Bibliography of Royal Proclamations of the Tudor and Stuart Sovereigns and of Others published under Authority, 1485-1714*, Vol. I, reprint of the 1910 edn., New York, 1970, p. 40.
- (17) *APC*, Vol. 7, p. 101; Vol. 8, p. 388; Vol. 13, pp. 298-299; Vol. 15, pp. 203-204; Vol. 22, pp. 437-438; Vol. 24, pp. 255-256; Vol. 25, pp. 162-163; Vol. 28, pp. 388-389, 400-402; Vol. 29, pp. 501-502.
- (18) この世の事柄については *APC*, Vol. 16, pp. 352-353, 371-372, 419-420; Vol. 17, p. 165; Vol. 21, pp. 244-245, 259-261, 397-398; Vol. 22, pp. 259-260, 535; Vol. 24, pp. 219-220, 257-258; Vol. 25, p. 82, 144-145, 365-366, 408-409; Vol. 26, p. 99;

Vol. 27, pp. 55-57, 92-93, 359-361; Vol. 28, p. 69, 202-203, 388-389, 427-428, 625-627; Vol. 29, p. 45, 312-315; Vol. 30, p. 72, 568, 602-604 等を参照。

(8) Lambarde, *Eirenarcha*, pp. 82-227.

(9) の点については Lambarde, *op. cit.*, pp. 227-228 参照。

(10) Lambarde, *op. cit.*, pp. 227-245.

(11) Lambarde, *op. cit.*, pp. 246-272.

(12) Lambarde, *op. cit.*, pp. 273-275.

治安判事の法廷外活動は、その性格上、記録としては残りにくいものである。数少ないこうした記録の中に、*Eirenarcha* の著者であり、長くケントの治安判事をつとめたウィリアム・ランバードの手になる記録がある。現在フォルジャー・シェイクスピア図書館所蔵の An Ephemeric of the Certifiable Causes of the Peace, from June, 1580 till September, 1588, 30 Elizabethae Reginae, Folger Shakespeare Library MSS 470919. 5 がこれである。C. リードによって公刊されたもの (C. Read (ed.), *William Lambarde and Local Government: His 'Ephemeric' and Twenty-nine Charges to Juries and Commissions*, Ithaca, 1962)。

治安判事は法廷外任務、特に司法的任務の大部分について四季法廷又はアサイズ法廷で証言することになっており、このためのも一種のメモ、それがランバードの私的『業務日誌』であり、原題の中の 'Certifiable Causes' とは、四季法廷又はアサイズ法廷で証言の必要がある事件という意味である。しかし、当初の目的が必ずしも厳格に実行されているわけではなく、四季法廷又はアサイズ法廷において証言する必要のない事柄についての記録も含まれている。なお、公刊史料からは知る

治安判事の担当区、担当区小法廷について (一)

ことが出来ないが、手稿では記述の左肩にしばしば印が付けられており、職務を遂行するうえでランバードがこの私的『業務日誌』を活用していた様が窺われる (小論末尾参照)。

多少冗漫となるが、この私的『業務日誌』の一部を紹介しておきたい (全体については、他日改めて紹介する)。理由は、ランバードの治安判事必携書に基づいて述べてきた法廷外任務の理解に役立つからである。

試訳に際しては、治安判事の多様な法廷外任務が少しでも明らかにするように、また担当区、担当区小法廷に関する記述が含まれるよう配慮したつもりである。

「一五八〇年」四月～五月。私は一五七九年、すなわち女王陛下の御世第二一年目の八月六日に治安判事に任命され、一五八〇年、すなわち女王陛下の御世第二二年目の六月三日に職務宣誓を行った。この間に、私は査閲に参加した。すなわちコバン卿担当区 (Lord Cobham's division) の査閲が四月二十五日にシヨンで、二十六日にはフリンスベリーで行なわれ、サー・クリストファー・アレン、サー・トマス・コットン及びロバート・ピング氏の手伝いをした。エイルズフォード・レイズの他の三担当区 (other three divisions of the Iathe of Aylesford) の治安判事によってもマリング、タンプリッジ、バラード・グリーン、グリーンの三ヶ所で査閲が実施され、これも手伝った。「私が職務宣誓を済ませていないにも拘らず査閲に加わったのは？」この時の査閲辞令が一般査閲辞令であったからである」(C. Read (ed.), *op. cit.*, p. 15)

「一五八〇年」七月九日。上記の枢密院議官閣下の命令に

基づいて、チップステッドの住人オリヴァー・ブーディーの尋問が行なわれ、私はウィルビー氏とポッター氏を手助けした。なお〔六月末日〕七月一日、及び七月九日に行なわれた〕すべての尋問について報告するように財務府裁判所首席判事閣下より命じられていたので、私はその通りにした」(Read(ed.), *op. cit.*, p. 16)

〔一五八〇年〕八月六日。タンブリッジにおいてメドウェイ川治水委員会が開かれたので、「これが終ってから」サー・トマス・フェイン、サー・クリストファ・アレン及び私はタンブリッジの住人トマス・チェンバース、同ウィリアム・カズン、同トマス・ノラムの三名を拘禁所へ送った。なぜなら、これ迄に幾人かの治安判事が居酒屋の閉鎖を命じたにも拘らず、彼らが頑固に営業を続けたからである」(Ibid.)

〔一五八〇年〕九月二〇日。例の枢密院議官閣下の命令に基づいて、義父と私はジョン・ソウネを尋問し、メイドストンで開かれる四季法廷へ出頭する旨の保証を彼から取った」(Ibid.)

〔一五八〇年〕十一月二九日。義父と私は、最近迄シールに住んでいたブッチャーこと、本名ジョン・マンサー、及びシールの住人ジョンアンナ・ピアスを私生児をもうけた科で処罰すべしとの命令を受けた。これにより、ジョンアンナは鞭打刑を執行された。ジョンについては、既に逃亡していた〔従って、刑は執行されなかった〕。刑の執行後、子供を養育する旨の保証をジョンアンナから取った」(Read(ed.), *op. cit.*, p.

18)

〔一五八〇年〕クリスマスの日。キムシングの住人ロバート・ベイカーが一九頭の羊を盗み、重罪を犯したと自白したので、義父と私は彼を拘禁所へ送った。そして、同じくキムシングの住人リチャード・キップスからは、次回の未決監釈放における証言の保証を二〇ポンドで取った」(Read(ed.), *op. cit.*, p. 19)

〔一五八一年〕七月八日。義父と私はコンスタブルのウィリアム・ベネット並びに彼の妻の逮捕を命ずる令状を出した。なぜならば、ベネットはジョン・ダレルという重罪容疑者を捕えたにも拘らず、彼女を治安判事のもとへ連行しなかったからである」(Read(ed.), *op. cit.*, p. 20)

〔一五八一年〕八月。サー・トマス・コットン、サー・クリストファ・アレン、トマス・ウィルビー、ロバート・リシエイ、それに私は、居酒屋営業の許可・取消しを決定するためにバラード・グリーンで法廷を開いた。この時、我々はメリワースの住人で常習飲酒者のロジャー・ミットから、自分の居酒屋で大騒ぎしない旨の保証を十ポンドで取り、彼の保証人となったメリワースの住人ジョン・ベイツ、及び同じくメリワースのウィリアム・ラムキンからは、それぞれ五ポンドで保証を取った。

〔この業務を処理した後〕ホッケンベリー橋の修理費に関して、我々の担当区(our division)の負担額を十二ポンド五シリングとした査定に同意した。そして、これから数日とた

たないうちに、我々はホッケンベリー橋の修理費徴収を命ずる令状、及び不法と決定された居酒屋の閉鎖を命ずる令状を出した」(Read(ed.), *op. cit.*, p. 21)

「一五八二年」十一月六日。ロッド・マーシャムの教区牧師ジョン・ミレスと結婚することになっているハートレイの住人エリザベス・カーノーに関する証言が求められた。義父と私も彼女について証言した」(Read(ed.), *op. cit.*, p. 27)

「一五八二年」十二月三日。サー・クリストファ・アレン、ウィルビー氏、ビング氏、リシェイ氏がアイタムの住人リチャード・ピアソンの出生並びに日頃の行状について証言し、この時、義父と私も証言した。というのは、ウェストマランドの土地を取戻すために、またこれを目的とする旅を安全に続けるためにも、リチャードは我々の証言を必要としたからである」(Ibid.)

「一五八二年」十二月十一日。義父と私は、ヒルデンバラの住人スーザン・ウォータが産んだ私生児の扱いに関する命令を受けた。この子の父は同じくヒルデンバラの住人リチャード・クーパーと思われる。スーザンからは「教区に預ける子供の養育費として」一週間につき六ペンス支払う旨の保証を取った」(Ibid.)

「一五八一年の最初の記述で、日付けは記入されていない」イースターに開かれる四季法廷においてアイタムの貧民登録簿の更新を忘れずに行なうこと」(Ibid.)

治安判事の担当区、担当区小法廷について (I)

「一五八三年」二月三日。ウィリアム・ブライトレッドがトマス・ヘイワードとパーネル(以前はウィリアムの、今はトマスの妻)に故意に毒殺された件に関して、サー・クリストファ・アレンと私はセヴンオークスの住民数名を尋問した」(Ibid.)

「一五八三年」二月二十八日。例のウィリアム・ブライトレッドの死と関連して、例のヘイワードの前妻ジョウアンについても毒殺の疑いがあるため、サー・クリストファ・アレン、ジョン・レナード氏、それに私は更に数名を尋問した。そして、我々は上記ヘイワードと例のパーネル(ヘイワードの後妻)を拘禁所へ送った」(Read(ed.), *op. cit.*, p. 28)

「一五八一年」三月四日。女王陛下の御世第二五年目の三月四日にロチェスターで開かれたアサイズ法廷において、私は既述の尋問について、これに関する二通の誓約を添えつつ内容に相違ない旨の証言を行なった。その後、このアサイズ法廷に列席した同僚の治安判事諸君は矯正院に関する私の草案に賛成し、また、徴発官の申立てにより宮内司法官の下僚に捕えられたコンスタブルを弁護する書状をしたためた」(Ibid.)

「一五八三年」七月十一日。卿(コバン卿)と私は、オールハローズに土地を持つ教区民に対して、オールハローズの貧民救済金として評価額一ポンドの土地につき二ペンスの割合で寄付を行なうよう命じた」(Read(ed.), *op. cit.*, p. 29)

「一五八三年」七月二〇日。コバン卿の邸宅において、卿、サー・クリストファ・アレン、それに私は、この担当区の (this division) すべてのコンスタブルに対して、拘禁所並びに矯正院の維持費を住民から徴収するよう命ずる令状を出した」(Ibid.)

「一五八四年」七月二六日。例のマーガレット・ダットンをメイドストーンの矯正院から出し、一年間彼女を使用してくれることになったメイドストーンのロバート・スタータツプにその身柄を預けた」(Read(ed.), *op. cit.*, p. 35)

「一五八四年」十二月二一日。ショーンの教区の善良な人々の申立てに基づいて、同じくショーンの住人ジェーン・クーパーを矯正院へ収容した」(Read(ed.), *op. cit.*, p. 36)

「一五八五年」一月二日。コンスタブル、ジョン・ホークスに連行されてきたヨークシャーのガブリエル・リリイ及びリンカシャーのジョン・ニコルソンを無頼漢と判定し、拘禁所へ送った」(Ibid.)

「一五八六年」二月二二日。レヴィスン氏と私は、産んだ子をその日に殺したセント・マーガレッツの住人、サラ・ゴールドを拘禁した。助産婦スウォルマン夫人及びアントニー・シンピキンスからの事情聴取を検死官コーツ氏に必ず依頼すべし」(Read(ed.), *op. cit.*, p. 42)

「一五八六年」二月二八日。レヴィスン氏、ビーチチャー氏、

それに私は、ハーリングの住人ウィリアム・コウカーを拘禁した。なぜなら、彼は居酒屋を経営し、独断でサイコロ遊びをさせていたからである。彼の誓約と罪状について、次回の四季法廷で必ず証言すること」(Ibid.)

「一五八六年」七月十七日。ロンドンのジョウン・ミレスが同じくロンドン、オールド・ベリーのジェントルマン、ホール・ベーカーから衣服を盗んだとの告発がテントンのジェントルマン、マシュー・ブリッジスよりあり、これを受理した。そして上記マシューからはニューゲイトにおける証言の保証を取り、他方、ミレス及びこの件そのものをグレイヴセンドのポーションウルダーを通じてロンドン市法律顧問官殿のもとへ送った」(Read(ed.), *op. cit.*, p. 44)

「一五八七年」二月二五日。レヴィスン氏、ビーチチャー氏、それに私は、騒擾犯を裁くためメパムで法廷を開いた。この時、ジェントルマン、トマス・ウルワム他六名が起訴され、彼らには合計三ポンドの罰金が課せられ、ウルワムは支払いの保証を取られた。更に、我々はウルワムとウィリアム・レネスからは相手に対する平和保証を取った」(Read(ed.), *op. cit.*, p. 46)

「一五八七年」六月二三日。ケントから合計二〇〇名の兵士が低地地方へ送られた。このうち、五〇名がエイルズフォード・レイズに割当てられ、我々の担当区 (our division) には十三名が割当てられた。各兵士には前払いでニリングの給料が支払われ、中隊長には、兵士の衣服・装備費としてひ

とりの兵士につき十ペンスが支払われた[?]」(Read(ed.), *op. cit.*, p. 47)

「一五八八年」ピーチャー氏と私はストールド教会で小麦示談金の未払い分に関して命令を受けた」(Read(ed.), *op. cit.*, p. 50)

以上、ランバードの私的『業務日誌』の一部を紹介してきた。それぞれの記述の内容は明らかと思われるので解説は付けなかった。ただ、しばしば言及されている保証金の拘束力については付言しておこう。例えば、一五八九年の国王布告に基づいて同年のケントの法定賃金の一部を紹介すると、下の通りである(Regulating Wages in Kent, 24 June 1589, in P. L. Hughes and J. F. Larkin(ed.), *Tudor Royal Proclamations*, Vol. III, New Haven, 1969, pp. 36-38)。

法定賃金と実際に支払われる賃金との間には差があったと思われるが、それにしても、少なくとも庶民にとっては保証金の五ポンド、十ポンド、二〇ポンドという金額は途方もない大金であり、従って大きな拘束力となっていたものと推測される。

(23) この点については、差(当)の Barnes, *Somerset*, Chapter VI 参照。

(24) Lambarde, *Firenarcha*, pp. 37-38.

(25) 例へば A. Hassell Smith, *County and Court: Government and Politics in Norfolk, 1558-1603*, Oxford, 1974.

(26) この点に関しては、拙稿「エリザベス治世期の治安判事」(1)『史学』48-3(一九七七)参照。

治安判事の担当区、担当区小法廷について(一)

職人の奉公人	人 職 ツ ク	人 公 奉 の 最 良 年 3 ポ ン ド	人 公 奉 の 他 年 53 シ リ ン グ 4 ペ ン ス
	人 職 肉	人 頭 公 奉 年 3 ポ ン ド	人 公 奉 の 並 年 40 シ リ ン グ

		夏(復活祭—ミカエル祭)	冬(ミカエル祭—復活祭)
日雇い職人	方 親 工 大	1日6ペンスと食事又は 10ペンス	1日6ペンスと食事又は 10ペンス
	方 親 積 レンガ	1日6ペンスと食事	1日10ペンス
良の徒弟 の最弟		1日5ペンスと食事又は 9ペンス	1日4ペンスと食事又は 8ペンス
労働者 農業	人 入 刈	男	1日6ペンスと食事又は11ペンス
		女	1日4ペンスと食事又は7ペンス

- (27) A. Hassell Smith, Elizabethan Gentry of Norfolk: Office-Holding and Faction, London Univ. Ph. D thesis, 1957, pp. 105-111; do, *County and Court*, p. 103-105.
- (28) ちなみにこの著作はイギリス地方史研究史上少なからぬ意義を持つが、この点については F. Hull, 'Kentish Historiography', *Archaeologia Cantiana*, Vol. LXX, 1956; W. Dunkel, *William Lambarde, Elizabethan Jurist*, 1536-1601, New Jersey, 1965, pp. 37-59 参照。
- (29) ノイズはケント独自の単位で、多数のハンズマンを含む。ノイズの語源その他については E. Hasted, *The History and Topographical Survey of Kent*, Vol. 1, reprint of the 1797 edn., 1972, pp. 250-265 参照。
- (30) 私が利用したのは一八二六年版 W. Lambarde, *A Perambulation of Kent, first published in the year 1576, now increased and altered from the author's own last copy*, London, 1826, pp. 22-26 以下。
- (31) Hassell Smith, The Elizabethan Gentry of Norfolk, Map II; G. L. Owens, Norfolk, 1620-41: Local Government and Central Authority in an East Anglian County, Wisconsin Univ. Ph. D thesis, 1970, Map 3, pp. 558-559.
- (32) 各州の地図、各州の治安判事名、場合によっては治安判事の居住地を記入した、いわゆる 'Burghley Map' (Royal MSS. 180 III) が残っている。
- 更に、例えば、サー・ニコラス・ベイコン (例の大法官サー・ニコラス・ベイコンの長男) とサー・バッキンゲボーン・ゴードンから王座裁判所判事ジョン・ポナム宛てられた書簡 (一五九九年十一月四日付) は、ベイコンとゴードンがヘンリー・ホルディチというエスクワイアをノーフォークの治安判事に推薦しており、推薦の根拠として、八マイル以内に、彼以外の人物がいないことを挙げており、治安判事の任命に際して政府が地理的分布を考慮していたことが地方のシェントリイにも知られていた様が窺われる (Historical Manuscripts Commission, *Report on the Manuscripts of the Family of Gaudy, Norfolk*, London, 1885, p. 67)。
- (33) この点については拙稿「エリザベス治世期の治安判事」(II) (『史学』49-2・3 (一九七九) 参照。
- (34) F. G. Emmison, *Archives and Local History*, 2nd edn., Chichester, 1974, pp. 74-75.
- (35) L. Boynton, *The Elizabethan Militia, 1558-1638*, London, 1967, pp. 132-137.
- (36) Lambarde, *A Perambulation of Kent, first published.....*, p. 22.
- (37) ウォリアム・ブルック。五港総督、ケント州統監、枢密院議員、宮内府長官。
- (38) 例として APC, vol. 29, pp. 501-502; Historical Manuscripts Commission, *Report on the Manuscripts of the Family of Gaudy, Norfolk*, p. 32.
- (39) 使用した地図は Hasted, *op. cit.* 末尾に収録されている十八世紀のもの複製。
- (40) 十七世紀に入ると、ひとつのハンズレッドがひとつの担当区であることは珍らしくない。この点に関する具体例として、例えば S. C. Ratcliff & C. H. Johnson (ed.), *Warwick County Records*, Vol. I, Warwick, 1935, p. 55, 68, 130, 140,

150 等参照。

エリザベス治世期にひとつのハンドレッドが現実に担当区として用いられていた事例については、例えば V. C. H. of Shropshire, Vol. III, p. 74 参照。

なお、要約であるために本文では紹介しなかったが、もし要約が正確であれば、異なる次元の担当区が存在を例証してくれる興味深い事例がある。それは、Historical Manuscripts Commission, *Calendar of the Manuscripts of the Most Hon. The Marquis of Salisbury, K. G., preserved at Hatfield House, Hertfordshire*, Part I, London, 1883, p. 99 の「枢密院からバリー卿宛の示指である（一五七五年、六月十三日付）。これは、ノーサンプトン州の四季法廷記録保管官としてのバリー卿にノーサンプトン州のハンドレッド数及びそれらの名称、「治安判事に通常用いられる担当区及びそれらの名称」等の報告を求めたものである。わざわざ「通常用いられる担当区」（'the ordinary limits and divisions'）と表現している点から（それはこの州では複数のハンドレッドより構成される担当区を意味する）逆に、これとは異なる単位の担当区が存在が推定される。

(41) Lambard, *A Perambulation of Kent, first published.....*, pp. 24-26.

(42) Historical Manuscripts Commission, *Calendar of the Manuscripts of the Most Hon. The Marquis of Salisbury.....*, Part I, p. 99.

(43) V. C. H. of Wiltshire, Vol. V, p. 87.

(44) V. C. H. of Shropshire, Vol. III, p. 74.

(45) *Ibid.*

(46) B. W. Quintrell, 'The Making of Charles I's Book of Orders', *English Historical Review*, XCIV, 376, 1980.

2386.

*At the house of myne I was for the morning
James of Coler etc*

17th Apr. at length and I bound the...
18th Apr. I bound to the peace...
19th Apr. To the...
20th Jul. I took the...
21st Jul. at length and I...
22nd Jul. Mr. Langton and I...
23rd Jul. at length and I...
24th Jul. I took the...
25th Jul. I bound to the peace...
26th Jul. I bound to the peace...
27th Jul. I bound to the peace...
28th Jul. I bound to the peace...
29th Jul. I bound to the peace...
30th Jul. I bound to the peace...
31st Jul. I bound to the peace...
1st Aug. I bound to the peace...
2nd Aug. I bound to the peace...
3rd Aug. I bound to the peace...
4th Aug. I bound to the peace...
5th Aug. I bound to the peace...
6th Aug. I bound to the peace...
7th Aug. I bound to the peace...
8th Aug. I bound to the peace...
9th Aug. I bound to the peace...
10th Aug. I bound to the peace...
11th Aug. I bound to the peace...
12th Aug. I bound to the peace...
13th Aug. I bound to the peace...
14th Aug. I bound to the peace...
15th Aug. I bound to the peace...
16th Aug. I bound to the peace...
17th Aug. I bound to the peace...
18th Aug. I bound to the peace...
19th Aug. I bound to the peace...
20th Aug. I bound to the peace...
21st Aug. I bound to the peace...
22nd Aug. I bound to the peace...
23rd Aug. I bound to the peace...
24th Aug. I bound to the peace...
25th Aug. I bound to the peace...
26th Aug. I bound to the peace...
27th Aug. I bound to the peace...
28th Aug. I bound to the peace...
29th Aug. I bound to the peace...
30th Aug. I bound to the peace...
31st Aug. I bound to the peace...

2387.

1st Sept. at length and I bound...
2nd Sept. at length and I bound...
3rd Sept. at length and I bound...
4th Sept. at length and I bound...
5th Sept. at length and I bound...
6th Sept. at length and I bound...
7th Sept. at length and I bound...
8th Sept. at length and I bound...
9th Sept. at length and I bound...
10th Sept. at length and I bound...
11th Sept. at length and I bound...
12th Sept. at length and I bound...
13th Sept. at length and I bound...
14th Sept. at length and I bound...
15th Sept. at length and I bound...
16th Sept. at length and I bound...
17th Sept. at length and I bound...
18th Sept. at length and I bound...
19th Sept. at length and I bound...
20th Sept. at length and I bound...
21st Sept. at length and I bound...
22nd Sept. at length and I bound...
23rd Sept. at length and I bound...
24th Sept. at length and I bound...
25th Sept. at length and I bound...
26th Sept. at length and I bound...
27th Sept. at length and I bound...
28th Sept. at length and I bound...
29th Sept. at length and I bound...
30th Sept. at length and I bound...
1st Oct. at length and I bound...
2nd Oct. at length and I bound...
3rd Oct. at length and I bound...
4th Oct. at length and I bound...
5th Oct. at length and I bound...
6th Oct. at length and I bound...
7th Oct. at length and I bound...
8th Oct. at length and I bound...
9th Oct. at length and I bound...
10th Oct. at length and I bound...
11th Oct. at length and I bound...
12th Oct. at length and I bound...
13th Oct. at length and I bound...
14th Oct. at length and I bound...
15th Oct. at length and I bound...
16th Oct. at length and I bound...
17th Oct. at length and I bound...
18th Oct. at length and I bound...
19th Oct. at length and I bound...
20th Oct. at length and I bound...
21st Oct. at length and I bound...
22nd Oct. at length and I bound...
23rd Oct. at length and I bound...
24th Oct. at length and I bound...
25th Oct. at length and I bound...
26th Oct. at length and I bound...
27th Oct. at length and I bound...
28th Oct. at length and I bound...
29th Oct. at length and I bound...
30th Oct. at length and I bound...
31st Oct. at length and I bound...

史 学 第五十三卷 第二・三号 五二 (一五八)

William Lambarde's 'Ephemeris', folios 16 and 17
(Folger Shakespeare Library MSS 470919.5)

記述の左側に印が付けられており、ランバードが法廷外任務の
遂行にこの私的『業務日誌』を活用していた様子が窺われる。